

# ■建築物の地震に対する安全性に係る認定 提出書類一覧表

申請区分			No	書類名	備考	認定申請		
共通	省令第33条 共通	共通	1	登記事項証明書（建物）	履歴事項全部証明書 3カ月以内のもの	◎		
		法人所有建築物の場合	2	登記事項証明書（法人）	3ヶ月以内の原本	△		
		個人所有建築物の場合	3	所有者の住民票	3ヶ月以内の原本	△		
		区分所有建築物の場合	4	認定の申請を決議した集会の議事録等の写し	6ヶ月以内のもの	△		
		共有建築物の場合	5	認定の申請を決議した集会の議事録等の写し	6ヶ月以内のもの	△		
耐震関係規定に 適合するもの	省令第33条 第1項		6	認定申請書	省令第12号様式	◎		
			7	構造計算書	省令第28条第1項表（ろ）の内該当するもの	◎		
			8	図面等	省令第33条第1項表	◎		
			9	検査済証の写し	耐震関係規定の適用の日以後に建築されていることがわかるもの 検査済証発行証明でも可	◎		
大臣基準に 適合するもの	省令第33条 第2項	第1号	共通	6	認定申請書	省令第13号様式（木造の場合は省令第6号様式も必要）	◎	
			耐震診断を 行った場合	7	耐震判定書の写し	第3者機関が発行したもの	◎	
				8	耐震診断報告書の写し	耐震判定書を取得したもの	◎	
				9	構造計算書	省令第28条第2項表によるもの 8耐震診断報告書と内容が同一の場合は省略可	△	
				7	評定書の写し	第3者機関が発行したもの	◎	
		耐震改修を 行った場合	8	工事監理報告書の写し	建築士法施行規則第17条の15に規定するもの	◎		
			9	構造計算書	省令第28条第2項表によるもの 評定を取得した際の報告書等でもよい	◎		
			第2号	新耐震の場合	6	認定申請書	省令第12号様式	◎
				7	検査済証の写し	昭和56年6月1日以後に建築されていることがわかるもの 検査済証発行証明でも可	◎	

◎：正本副本各一部必要 △：場合により必要